

令和3年度 政策・方針決定等への女性の登用・在籍状況

◆審議会等委員の登用

(上段)：令和 2年4月1日現在
(下段)：令和 3年4月1日現在

女性委員0人の継続=

(1) 地方自治法第180条の5に定める行政委員会

名称	総委員数		左の割合 %(B/A×100)	根拠法令・条例	女性委員が40%未満である理由	所管
	人(A)	うち女性委員数 人(B)				
1 教育委員会	4	2	50.0%	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		教育委員会事務局
	4	2	50.0%			
2 選挙管理委員会	4	2	50.0%	地方自治法	地方自治法第182条第1項の規定により、政治および選挙に関し、公正な意見を有する者の中から市議会において選挙されるため。	選挙管理委員会事務局
	4	1	25.0%			
3 人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3%	地方公務員法	総委員数が3名のため、男女のいずれかが1/3となるが、結果的に今任期中は女性の割合が1/3となっている。	監査委員事務局
	3	1	33.3%			
4 監査委員	2	0	0.0%	地方自治法	総委員数が2名内、1名は議会から選出される議員であるため。	監査委員事務局
	2	0	0.0%			
5 農業委員会	19	3	15.8%	農業委員会等に関する法律	農業委員の被推薦者が女性3名であったため	農業委員会事務局
	19	3	15.8%			
6 固定資産評価審査委員会	3	1	33.3%	地方税法	総委員数が3名のため、男女のいずれかが1/3となるが、結果的に今任期中は女性の割合が1/3となっている。	監査委員事務局
	3	1	33.3%			
計	35	9	25.7%	R2		
	35	8	22.9%	R3		

(2) 地方自治法第202条の3に定める、法律・条例に基づく附属機関

名称	総委員数		左の割合 %(B/A×100)	根拠法令・条例	女性委員が40%未満である理由	所管
	人(A)	うち女性委員数 人(B)				
1 甲賀市防災会議(会長含む)	48	8	16.7%	災害対策基本法	指定公共機関等の役職を充てるもので、各機関の役職登用に男性が多い状況が女性登用比率を下げている。	危機管理課
	46	5	10.9%			
2 甲賀市国民保護協議会(会長含む)	48	8	16.7%	国民保護法	指定公共機関等の役職を充てるもので、各機関の役職登用に男性が多い状況が女性登用比率を下げている。	危機管理課
	46	5	10.9%			
3 甲賀市総合計画審議会	20	8	40.0%	甲賀市附属機関設置条例		政策推進課
	19	8	42.1%			
4 甲賀市行政不服審査会	5	1	20.0%	甲賀市行政不服審査法施行条例	平成30年3月末日まで就任していただいており、以降の審査会委員の継続に意欲をお持ちであることから同委員に引き続き委嘱したため。	人事課
	5	1	20.0%			
甲賀市特別報酬等審議会	0	0	#DIV/0!	甲賀市附属機関設置条例	審議会を開催する際に委員を選任するため、令和3年4月1日時点で内訳を記載することができない。	人事課
5 甲賀市情報公開審査会	5	2	40.0%	甲賀市情報公開条例		総務課
	5	2	40.0%			
6 甲賀市個人情報保護審議会	5	2	40.0%	甲賀市個人情報保護条例		総務課
	5	2	40.0%			
7 甲賀市コンプライアンス審査会	5	2	40.0%	甲賀市法令遵守の推進条例	大学教授で適任者を探したが該当者がいなかったため。	総務課
	5	1	20.0%			
8 甲賀市指定管理者選定委員会	5	2	40.0%	甲賀市附属機関設置条例		マネジメント推進室
	5	2	40.0%			
9 甲賀市行政改革推進委員会	8	4	50.0%	甲賀市附属機関設置条例		マネジメント推進室
	8	4	50.0%			
10 甲賀市公有財産審議会	7	3	42.9%	甲賀市附属機関設置条例		管財課
	7	3	42.9%			
11 甲賀市入札監視委員会	5	1	20.0%	甲賀市附属機関設置条例	入札・契約関係に熟知、精通されている方が少ないため。	管財課
	5	1	20.0%			
12 甲賀市国民健康保険運営協議会	18	10	55.6%	国民健康保険法		保険年金課
	18	10	55.6%			
13 甲賀市環境審議会	8	1	12.5%	甲賀市環境基本条例	各種団体等からの推薦や当て職によるため。(公募枠(2名)のうち1名は女性)	生活環境課
	8	1	12.5%			
14 甲賀市交通安全対策会議	0	0	#DIV/0!	甲賀市交通安全対策条例	市職員の充て職が多いため。外部機関の被推薦者は、全て男性であったため。	生活環境課
	16	2	12.5%			
15 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会	14	6	42.9%	甲賀市人権尊重のまちづくり条例		人権推進課
	14	6	42.9%			
甲賀市小集落改良住宅入居者選定審査会	0	0	#DIV/0!	甲賀市小集落改良住宅条例	委嘱なし	人権推進課
16 甲賀市子どものいじめ調査委員会	4	2	50.0%	甲賀市子どものいじめ防止条例		人権推進課
	4	2	50.0%			
17 甲賀市民生委員推薦会	14	4	28.6%	民生委員法	委員の選出区分があて職や団体等からの推薦であり、その役割に占める男性の割合が高く男女比率の調整が難しいため。	福祉医療政策課
	14	4	28.6%			
18 甲賀市地域福祉計画審議会	14	5	35.7%	甲賀市附属機関設置条例	委嘱について、女性を推薦いただくことが可能な団体等には対応いただいている。委員の選出区分があて職や団体等からの推薦であり、その役割に占める男性の割合が高い為、男女比が40%未満となっている。	福祉医療政策課
	14	5	35.7%			
19 甲賀市障害者自立支援審査会	10	4	40.0%	甲賀市障害者自立支援審査会条例		障がい福祉課
	9	6	66.7%			
20 甲賀市障害者施策推進協議会	10	3	30.0%	甲賀市障害者施策推進協議会条例	関係機関・団体等からの選出にあたり、積極的な女性登用をお願いしたが、個々の事情もあり40%に達しなかった。	障がい福祉課
	10	3	30.0%			
21 甲賀市介護認定審査会	28	14	50.0%	甲賀市介護保険条例		長寿福祉課
	28	14	50.0%			
22 甲賀市介護保険運営協議会	16	4	25.0%	甲賀市介護保険条例	医療・保健・福祉分野を中心に関係団体から委員の選定を行っているが、推薦された方の多くが男性であったため。	長寿福祉課
	16	5	31.3%			

名 称	総委員数 人(A)	うち女性委員数 人(B)	左の割合 %(B/A×100)	根拠法令・条例	女性委員が40%未満である理由	所 管
23 甲賀市子ども・子育て応援団会議	18	5	27.8%	甲賀市子ども・子育て応援団会議条例	各団体へ委員の推薦を依頼しており、団体に任せているため。	子育て政策課
	18	6	33.3%			
24 甲賀市勤労青少年ホーム運営委員会	10	4	40.0%	甲賀市勤労青少年ホーム条例		商工労政課
	10	4	40.0%			
25 甲賀市陶業後継者修学資金貸与審査会	6	0	0.0%	甲賀市陶業後継者修学資金貸与条例	関係機関・団体の長へ委員選出を依頼しているが、各機関・団体の長に女性がいなかったため。	商工労政課
	6	0	0.0%			
26 甲賀市男女共同参画審議会	14	7	50.0%	甲賀市男女共同参画を推進する条例		商工労政課
	14	8	57.1%			
27 甲賀市商工業振興計画審議会	13	3	23.1%	甲賀市附属機関設置条例	関係機関・団体へ委員選出を依頼しているが、各機関・団体の女性比率が低い。	商工労政課
	13	3	23.1%			
28 甲賀市観光振興計画審議会	12	4	33.3%	甲賀市附属機関設置条例	関係機関・団体へ委員選出を依頼しているが、各機関・団体の女性比率が低い。	観光企画推進課
	12	3	25.0%			
29 甲賀市都市計画審議会	13	4	30.8%	都市計画法、甲賀市都市計画審議会条例	役職による審議委員のうち、市議会議長、副議長、産建副委員長及び関係行政機関職員が男性であったため。	都市計画課
	14	4	28.6%			
30 甲賀市みんなのまちを守り育てる審議会	7	3	42.9%	甲賀市みんなのまちを守り育てる条例		都市計画課
	7	3	42.9%			
31 甲賀市景観審議会	9	3	33.3%	甲賀市景観条例	役職による審議委員のうち、関係行政機関職員が男性であったことや、公募委員が男性であったため。	都市計画課
	8	3	37.5%			
32 甲賀市空家等対策協議会	9	2	22.2%	甲賀市空家等の活用、適正管理等に関する条例	各種団体に委員の推薦をお願いしているため、男女区別はできない。	住宅建築課
	9	2	22.2%			
甲賀市公共交通活性化まちづくり推進協議会	0	0	#DIV/0!	甲賀市附属機関設置条例	R3.4.1現在委嘱なし	公共交通推進課
	0	0	#DIV/0!			
33 甲賀市水道事業審議会	10	3	30.0%	甲賀市水道事業審議会条例		上下水道総務課
	10	4	40.0%			
34 甲賀市下水道審議会	11	3	27.3%	甲賀市附属機関設置条例	委員改選について、下水道事業の経営や健全な運営等を審議いただける関係団体等に委員の選任を依頼し、各団体の代表として当審議会に適した方を選出された結果、女性委員の割合が40%未満となった。	上下水道総務課
	15	4	26.7%			
35 甲賀市学校給食センター運営委員会	11	4	36.4%	甲賀市学校給食センター条例		教育総務課
	17	10	58.8%			
36 甲賀市教育行政評価委員会	11	4	36.4%	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、甲賀市附属機関設置条例		教育総務課
	17	10	58.8%			
37 甲賀市教育支援委員会(甲賀市就学指導委員会)	19	7	36.8%	甲賀市附属機関設置条例	甲賀市教育支援委員会の委員選出については、各組織からの推薦で委員が決定されているため、今年度は、女性比率が40%未満となった。	学校教育課
	18	7	38.9%			
38 甲賀市子どものいじめ問題対策委員会	3	0	0.0%	甲賀市子どものいじめ防止条例	女性委員であった臨床心理士が、任期途中で病死された。後任選出については、滋賀県臨床心理士会からの推薦で決定されるため、今年度は女性比率が40%未満となった。	学校教育課
	4	0	0.0%			
39 甲賀市社会教育委員の会議	11	5	45.5%	社会教育法		社会教育スポーツ課
	13	6	46.2%			
40 甲賀市図書館協議会	11	6	54.5%	図書館法		社会教育スポーツ課
	11	6	54.5%			
41 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会	8	2	25.0%	甲賀市附属機関設置条例	委員は各種団体から選出いただいているが、選出母体の団体に女性が多くなく、選出が困難であったため。	社会教育スポーツ課
	8	2	25.0%			
42 甲賀市少年センター協議会	15	3	20.0%	甲賀市少年センター条例	区長連合会や保護司会など関係機関代表や学校長等をあて職としているため。	社会教育スポーツ課
	15	3	20.0%			
43 甲賀市文化のまちづくり審議会	12	5	41.7%	甲賀市附属機関設置条例 文化のまちづくり条例		社会教育スポーツ課
	12	5	41.7%			
44 甲賀市スポーツ推進審議会	12	4	33.3%	スポーツ基本法第31条	関係団体からの選出であり、団体によっては女性の選出が困難。また、役職によるあて職もあるため。	社会教育スポーツ課
	12	4	33.3%			
45 甲賀市文化財保護審議会	8	2	25.0%	甲賀市文化財保護条例	市内の文化財の種類に応じて学識経験者を依頼しているが、専門分野によっては女性が少なかったため。	歴史文化財課
	8	2	25.0%			
46 甲賀市地域医療審議会	11	3	27.3%	甲賀市附属機関設置条例	各専門分野からの委員選出を重視したため	福祉医療政策課
	11	3	27.3%			
計	550	177	32.2%	R2		
	589	194	32.9%	R3		

(3) 要綱・規則等に基づく委員会等

名 称	総委員数 人(A)	うち女性委員数 人(B)	左の割合 %(B/A×100)	設置根拠	女性委員が40%未満である理由	所 管
甲賀市明るい選挙推進協議会	21	7	33.3%	甲賀市明るい選挙推進協議会規約	未委嘱	選挙管理委員会事務局
甲賀市セーフコミュニティ推進協議会	52	12	23.1%	甲賀市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱	令和3年3月末廃止	危機管理課
1 甲賀市地域安全安心ネットワーク会議	25	6	24.0%	甲賀市地域安全安心ネットワーク会議設置要綱	令和3年4月1日から委員の多くを関係団体等の会長職に充てており、各団体の役職登用に男性が多い状況が女性登用比率を下げている。	危機管理課
	7	3	42.9%	甲賀市市民協働事業提案制度審査委員会設置要綱	任期満了したが今年度は委嘱をまだ行ってないため、現在委員数は0です。	政策推進課
2 甲賀市多文化共生推進委員会	10	6	60.0%	甲賀市多文化共生推進委員会設置要綱		政策推進課
	20	5	25.0%			
3 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会	12	3	25.0%	甲賀市市民参画・協働推進設置要綱	各市民活動団体代表による構成のため	政策推進課
	12	3	25.0%			
4 甲賀市行政改革推進本部	19	3	15.8%	甲賀市行政改革推進本部設置要綱		マネジメント推進室
	18	3	16.7%			
5 甲賀市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会	5	2	40.0%	甲賀市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会要綱		保険年金課
	5	3	60.0%			
6 甲賀市交通安全推進協議会	18	3	16.7%	甲賀市交通安全推進協議会設置要綱	充て職の団体等が多く、その代表に男性が多いため。	生活環境課
	18	3	16.7%			

名 称	総委員数 人(A)	うち女性委員数 人(B)	左の割合 %(B/A×100)	根拠法令・条例	女性委員が40%未満である理由	所 管
7 甲賀市斎苑連絡協議会	8	0	0.0%	甲賀市斎場条例施行規則	近隣自治会・区からの推薦による委員構成のため	生活環境課
	8	0	0.0%			
8 甲賀市人権擁護推進員	24	5	20.8%	甲賀市人権擁護推進員設置要綱	各学区からの推薦により委嘱しているため	人権推進課
	23	4	17.4%			
9 甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部	18	3	16.7%	甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部設置要綱	関係所長をあて職としているため	人権推進課
	17	3	17.6%			
10 甲賀市宇川会館運営委員会	30	6	20.0%	甲賀市宇川会館運営委員会要綱	区長・老人クラブ会長などの地域住民代表や学校長等をあて職としているため	人権推進課
	29	6	20.7%			
11 甲賀市清和会館運営委員会	17	5	29.4%	甲賀市清和会館運営委員会要綱	区長・老人クラブ会長などの地域住民代表や学校長等をあて職としているため	人権推進課
	17	4	23.5%			
12 甲賀市かえて会館運営委員会	18	3	16.7%	甲賀市かえて会館運営委員会要綱	区長・老人クラブ会長などの地域住民代表や学校長等をあて職としているため	人権推進課
	17	3	17.6%			
13 甲賀市牛飼教育集会所運営委員会	16	5	31.3%	甲賀市牛飼教育集会所運営委員会要綱	区長・老人クラブ会長などの地域住民代表や学校長等をあて職としているため	人権推進課
	15	3	20.0%			
14 甲賀市大久保教育集会所運営委員会	14	5	35.7%	甲賀市大久保教育集会所運営委員会要綱		人権推進課
	13	6	46.2%			
15 甲賀市西教育集会所運営委員会	17	8	47.1%	甲賀市西教育集会所運営委員会要綱		人権推進課
	16	7	43.8%			
16 甲賀市障害者虐待防止ネットワーク協議会	10	0	0.0%	甲賀市障害者虐待防止対策事業実施要綱	関係機関代表者や実務経験者等で構成している関係で、やむを得なかった。	障がい福祉課
	10	0	0.0%			
17 甲賀市障害者虐待対応検討会議	5	2	40.0%	甲賀市障害者虐待防止対策事業実施要綱		障がい福祉課
	5	2	40.0%			
18 甲賀市障害者差別解消支援地域協議会	14	3	21.4%	甲賀市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱	令和3年1月までの2年任期。前回委嘱時に関係機関・団体等からの推薦の結果、40%に達しなかった。	障がい福祉課
	14	1	7.1%			
19 甲賀市地域密着型サービス運営委員会	16	7	43.8%	甲賀市地域密着型サービス運営委員会設置要綱		長寿福祉課
	16	8	50.0%			
20 甲賀市地域ケア会議	24	9	37.5%	甲賀市地域ケア会議設置運営要綱		長寿福祉課
	24	11	45.8%			
21 甲賀市福祉有償運送事業運営協議会	15	1	6.7%	甲賀市福祉有償運送事業運営協議会設置要綱	運送事業関係団体からの推薦により委員を選定しているが、推薦された方のほとんどが男性であったため。	長寿福祉課
	15	1	6.7%			
22 甲賀市地域包括支援センター運営協議会	16	7	43.8%	甲賀市地域包括支援センター運営協議会設置要綱		すこやか支援課
	16	7	43.8%			
23 甲賀市健康づくり推進協議会	13	4	30.8%	甲賀市健康づくり推進協議会設置要綱		すこやか支援課
	12	6	50.0%			
24 甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会	29	13	44.8%	甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会設置要綱	各団体の代表であるため。	子育て政策課
	28	11	39.3%			
25 甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画策定委員会	10	6	60.0%	甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画策定委員会設置要綱		子育て政策課
	10	6	60.0%			
26 甲賀市男女共同参画推進本部	44	19	43.2%	甲賀市男女共同参画推進本部設置規程		商工労政課
	48	20	41.7%			
27 甲賀市小規模企業者小口簡易資金貸付審査会	6	0	0.0%	甲賀市小規模企業者小口簡易資金貸付要綱	市内金融機関に推薦を依頼しているが、融資担当部局の責任者等の女性比率が低い。	商工労政課
	6	0	0.0%			
28 甲賀市地域公共交通活性化協議会	31	2	6.5%	甲賀市地域公共交通活性化協議会設置要綱	宛て職による任命が大半であり、女性委員の任命は各機関及び団体からの選任であるため。	公共交通推進課
	30	1	3.3%			
29 甲賀市スポーツ推進委員	36	16	44.4%	スポーツ基本法、甲賀市スポーツ推進委員規則		社会教育スポーツ課
	37	17	45.9%			
30 甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会	7	0	0.0%	甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱	専攻分野に学識経験者を依頼しているが、専門分野に女性が少なかったため。また、市長が特に認める者については、養井自治振興会に推薦依頼したが、女性が含まれていなかった。	歴史文化財課
	10	0	0.0%			
31 甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会	4	0	0.0%	甲賀市水口曳山祭曳山保存修理委員会設置要綱	曳山の保存修理に関する専門知識は非常に特殊であり、男女問わず適任者が全国的にも寡少であるため。	歴史文化財課
	4	0	0.0%			
甲賀市文化財保存活用地域計画策定委員会 (甲賀市歴史文化基本構想策定委員会より改称)	5	1	20.0%	甲賀市文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱 (甲賀市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱)	令和2年度末廃止済	歴史文化財課
計	591	169	28.6%	R2		
	538	150	27.9%	R3		

(1)～(3)の合計	総委員数 人(A)	うち女性委員数 人(B)	女性委員の割合 %(B/A×100)	年 度	備 考
	1176	355	30.2%	R2	
	1162	352	30.3%	R3	